

# 鎌ヶ谷市自主防災資器材交付要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、自主防災組織が防災活動を行うために必要な防災資器材（以下「資器材」という）を交付することにより、自主防災組織の育成及び整備並びに防災意識の高揚を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主組織 地域の住民が日常生活の安全確保を図るため、自主的に防災活動を行うことを目的に結成された団体をいう。
- (2) 新規組織 加入世帯がおおむね200世帯以上の自主防災組織で、資器材の交付を受けていない自主防災組織をいう。
- (3) 分割組織 自主防災組織結成後5年を経過した既存組織で、400世帯以上が加入している当該既存組織から分割し、新たに組織する自主防災組織をいう。
- (4) 既存組織 既に資器材の交付を受けている自主防災組織をいう。

## (交付の対象)

第3条 資器材の新規の交付は、新規組織及び分割組織とする。ただし、加入世帯が200世帯未満の新規組織であつて、市長が特に認めたものは、この限りでない。

2 自主防災活動の充実を図るための資器材交付は、既存組織とする。

## (交付の種目等)

第4条 自主防災組織に交付する資器材は、次の表に掲げる種目とする。

種	消火器・担架・救急薬品・ヘルメット・メガホン・ロープ・誘導旗
目	腕章・簡易型備蓄倉庫・その他自主防災組織の整備に必要な資器材

2 新規組織及び分割組織に交付する資器材は、1回に限り基本額200,000円に当該自主防災組織に加入している世帯数に750円を乗じて得た額を加えた額に相当する資器材を交付する。ただし、500,000円を限度とし、予算の範囲内において交付する。

3 既存組織に交付する資器材は、1回に限り当該既存組織に加入している世帯数に750円を乗じた額に相当する資器材を交付する。ただし、300,000円を限度とし、予算の範囲以内において交付する。

## (交付の申請)

第5条 前条第1項の資器材の交付を受けようとする者は、自主防災資器材交付申請書（別記第1号様式）に自主防災組織防災計画書、自主防災組織編成計画及び自主防災組織地域図を添えて市長に申請するものとする。

## (交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、その交付の可否を決定し、結果を自主防災資器材交付決定（却下）通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 申請者は、次の各号に掲げた条件を遵守しなければならない。

- (1) 資器材は、常に良好な状態で使用できるよう維持管理に努めなければならない。
- (2) 資器材を利用した訓練を行うよう努めなければならない。
- (3) 資器材に係る、修理、補充、交換等は、申請者の負担により行うものとする。

(受領)

第8条 資器材の交付を受けた組織は、自主防災資器材受領書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(返還)

第9条 市長は、組織が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した資器材の全部又は一部を返還させることができる。ただし、市長が別に定める期間を経過した資器材は、この限りでない。

- (1) 解散したとき。
- (2) 第7条各号に規定する条件に反したとき。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前の鎌ヶ谷市自主防災資器材交付要綱の規定により資器材の交付を受けている自主防災組織は、改正後の鎌ヶ谷市自主防災資器材交付要綱の規定により資器材の交付を受けた自主防災組織とみなします。

別 記  
第1号様式（第5条関係）

年 月 日

鎌ヶ谷市長 様

組 織 名  
住 所  
代表者氏名

印

## 自主防災資器材交付申請書

自主防災資器材の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

### 記

- 1 加入世帯数及び人数 \_\_\_\_\_ 世帯 \_\_\_\_\_ 人
- 2 結成年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日  
(前回交付年月日) ( \_\_\_\_\_ 年 月 日 )
- 3 資器材名及び数数量

種 目	数 量	種 目	数 量
消火器		腕章	
担架		簡易型倉庫	
救急薬品		その他自主防災組織の整備に必要な資器材	
ヘルメット			
メガホン			
ロープ			
誘導旗			

- 4 添付書類 自主防災組織防災計画書、自主防災組織編成計画、自主防災組織地域図

第 号  
年 月 日

様

鎌ヶ谷市長

印

## 自主防災資器材交付決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のありました自主防災資器材の交付について、次のとおり決定（却下）したので、鎌ヶ谷市自主防災資器材交付要綱第6条の規定により次のとおり通知します。

### 記

1 決 定  
交付する資器材及び数量

種 目	数 量	種 目	数 量
消火器		腕章	
担架		簡易型倉庫	
救急薬品		その他自主防災組織の整備に必要な資器材	
ヘルメット			
メガホン			
ロープ			
誘導旗			

2 却下  
却下理由

年 月 日

鎌ヶ谷市長

様

組 織 名  
住 所  
代表者氏名

印

### 自主防災資器材受領書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった自主防災資器材を次のとおり受領しました。

記

種 目	数 量	種 目	数 量
消火器		腕章	
担架		簡易型倉庫	
救急薬品		その他自主防災組織の整備に必要な資器材	
ヘルメット			
メガホン			
ロープ			
誘導旗			